

実行委員会定款・会則

(名称)

第1条 この団体は、泉州オープンファクトリー実行委員会（以下「本会」）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、その主たる事務所をポートフォリオ（大阪府貝塚市海塚1丁目1番23号）内に置く。

(目的)

第3条 企業・地域リソースの再認識と発信に取り組み、オープンイノベーションによる新たな価値創造の促進、産業・歴史文化・芸術をテーマに泉州の魅力認識と発信を目的とし、イベント等の地域創生活動を実施する。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 見学・体験・実演・販売等の開催及び運営
- (2) その他実行委員会の目的を達成するために必要な事業

(実行委員)

第5条 本会は、第3条の目的に賛同する企業、団体の代表者あるいは構成員、及び個人をもって実行委員として構成する。

(会員)

第6条 本会の目的及び活動内容に賛同し、本会が実施する事業に参加する企業又は団体を会員とする。

- 2 会員は、本会が別に定める会費を納入するものとする。
- 3 会員の募集、登録、会費、参加条件その他必要な事項は、実行委員会議の決議により別に定める。

(会計)

第7条 本会の経費は、会費、補助金、イベント参加費、協賛金、寄付金その他の収入をもって充当する。

- 2 会費は会員から徴収するものとし、その金額、納入方法及び納入期限については、実行委員会議の決議により別に定める。
- 3 既納の会費は、原則として返還しない。
- 4 会費を所定の期限までに納入しない会員については、実行委員会議の決議により、事業への参加資格の停止又は会員としての登録の取消しを決定することができる。

- 5 年度途中に参加する会員の会費の取扱いについては、実行委員会議の決議により別に定める。

（役員）

第8条 本会には、次の役員を置く。

- （1）実行委員長 1名
 - （2）副実行委員長 2名以内
 - （3）事務局長 1名
 - （4）監事 1名
 - （5）顧問 若干名
- 2 実行委員長は、実行委員の中から互選する。
- 3 実行委員長以外の役員は、実行委員の中から実行委員長が選出し指名するものとする。

（役員の任期）

第9条 役員の任期は1年とし、再任を妨げないこととする。

（役員の職務）

- 第10条 実行委員長は、実行委員会を代表して業務を統括する。
- 2 副実行委員長は、実行委員長の補佐を行う。
 - 3 事務局長は、本会の業務を円滑に遂行する。
 - 4 監事は、会計の監査を行う。
 - 5 顧問は、本会の業務について、専門的見地から助言および提案を行う。

（役員の辞退）

第11条 役員を辞退する場合、実行委員長の同意があればいつでも辞退できる。

（事務局）

第12条 本会の業務を円滑に遂行させるために事務局を置く。

- 2 事務局は次のものをもって構成する。
 - （1）事務局長 1名
 - （2）事務局員 若干名
- 3 事務局員は実行委員の中から事務局長が選出し指名するものとする。

（実行委員会議）

第13条 実行委員会議は、必要に応じ実行委員長が招集をかけ、開催することとする。

- 2 会議の決定は参加者による多数決にて過半数を超えた場合を可決とする。
- 3 多数決の結果が同票の場合、実行委員長の決定に従う。

（事務局会議）

第14条 本会の業務を円滑に遂行するため事務局長が召集をかけ、事務局会議を開催する。

2 事務局会議については下記の事項について協議する。

- (1) 活動の具体的な企画検討・開催準備・当日運営・事後報告等について
- (2) 参加者および参加企業などの管理・統制について
- (3) 自治体オブザーバーへの各種連絡・連携依頼について
- (4) その他実行委員長により指示を受けた事項について

(本会の議事録)

第15条 本会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 実行委員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

(自治体オブザーバー)

第16条 地元行政との連携強化のため委員会事務局内に自治体オブザーバーを置く。

2 自治体オブザーバーは可能な範囲で支援協力を行う。

(事業年度)

第17条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附則1. この定款は、令和8年4月1日より施行する。

附則2. この定款は、令和8年4月30日より施行する。